



11 年ぶ!

地域医療介護総合確保基金改定！一步前進！！

2025 年 10 月 14 日に厚労省より各都道府県に通知が出され、病院内保育所運営事業の補助額が前進しました！

病院内で働く保育士の賃金の原資にもなる国からの補助金が 11 年間据え置かれていた問題で、厚労省は 10 月 14 日に単価を引き上げる通知を出しました。認可保育園が処遇改善加算等で保育士の処遇が上がる中、院内保育所の保育士 1 人当たりの補助の月額標準単価について、厚労省は 2013 年度基本額 180,800 円のまま変更なく都道府県に示していました。病院内保育所の基本給が一般の保育士よりも引くこと、それでもコロナ禍も医療現場を守るため頑張り続けてきた状況を、保育世話人会でも毎年厚労省交渉、こども家庭庁交渉でも訴え続け、やっと皆さんの思いが届きました！！

しかし、院内保育所運営費は都道府県の裁量で配分されます。確実に実施されるよう各県連で厚労省の通知に応じた対応を求め都道府県へ訴えていきましょう！

実際、国が示した基準額より低い都道府県もありました。各県でしっかり要請していきましょう

保育士基準単価：180,800 円→**237,400 円**(基準の保育士数×月額)

56,600 円アップ！！

24 時間保育：23,410 円→**30,750 円**(1 日)

病児等保育：187,560 円→**278,340 円** (月額)

緊急一時保育：20,720 円→**27,210 円**(1 日)

児童保育加算：10,670 円→**14,760 円** (1 日)

休日保育加算：11,630 円→**15,270 円**(1 日)

病院内保育所運営事業の補助金は働いている実際の保育士人数全員分が補助されるわけではありません。例えば……B 型を申請している院内保育所の場合、こども 25 人在籍していて、職員を保育士 8 人雇っている場合、4 人分しか補助されません。「4 人×237,400 円×運営月」の計算になります(基準額参照)



基準額

A 型特例→保育士 1 人×保育士単価×運営月(園児 4 人未満)

A 型 →保育士 2 人×保育士単価×運営月(園児 4 人以上)

B 型 →保育士 4 人×保育士単価×運営月(園児 10 人以上)

B 型特例 →保育士 6 人×保育士単価×運営月(園児 30 人以上)

国の配置基準を守るためにはこのような保育士人数では足りません。園児の人数に見合った保育士を配置できるように訴えていきましょう。＊詳しくは厚労省の通知を添付しますのでご覧ください。

11/21(金)厚労省・子ども家庭庁交渉を行います

各都道府県で交渉されたところは是非お知らせください。皆さんからご協力いただきました、実態調査も国に示し要請していきます。当日 ZOOM 参加もできます、通達をご確認ください。